

警報発表時の対応について

岐阜県立岐阜工業高等学校定時制

岐阜地方气象台から、①学校が所在する笠松町 ②生徒自身が居住する地域 ③通学する経路の地域に各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表された場合

- (1) 学校が所在する笠松町に警報が発表されている場合、下記ア～ウに従う。
- (2) 生徒自身が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校が所在する笠松町には警報が発表されていない場合、下記ア～ウに従う。この場合、学校では授業が実施されるが、当該生徒は公欠扱いとする。

ア 警報が解除されない場合	→ 自宅で待機
イ 午後2時までに警報が解除された場合	→ 平常授業の実施
ウ 午後2時以降に警報が解除された場合	→ 当日の授業は中止とし、家庭学習とする。

※1 イの場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校する必要はない。

※2 身の安全を第一に考え、登校するべきかどうか判断する。登校できないと判断した場合は、必ず学校に連絡する。

2 登校中に警報が発表された場合

- (1) 直ちに安全な方法で帰宅する。
- (2) 学校が時間的・地理的に安全だと判断した場合、学校へ登校・待機する。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報が解除となるまで、学校待機を原則とする。
- (2) 警報解除後、安全を確認してから、下校とする。

4 警報が発表されていないが、発表が予想される場合

- (1) 学校長は警報が発表されていなくても、気象状況、交通機関の状況、道路・橋の状況等を総合的に判断し、休業や授業の中止を決定する場合がある。
- (2) 登校後、帰宅が困難、或いは危険と認めた場合、校内の最も安全な場所に待機する。

5 その他

- (1) 上記の連絡については、HP、メールマガジン等を通じて、生徒や保護者へ確実に連絡する。
- (2) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、TV・ラジオ・インターネット等からの情報に注意する。
- (3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から保護者へHP、メールマガジン等を通じて、確実に連絡する。
- (4) 警報解除後に帰宅する場合は、生徒・保護者は、帰宅したことをHR担任へ連絡する。
- (5) 生徒は、普段から通学経路の危険箇所注意を払う。